

「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援の 在り方とモデル化に関する調査事業」に係る公募要領

(2025 年 3 月 28 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スタートアップ支援部

【受付期間】

2025 年 3 月 28 日(金)～2025 年 5 月 7 日(水) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提案書類のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mpm_2025_inv

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail 等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードするファイルは、全て PDF 形式ですが、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援の在り方とモデル化に関する調査事業」
に係る公募について
(2025 年 3 月 28 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

1. 件名

大学発スタートアップにおける経営人材確保支援の在り方とモデル化に関する調査事業

2. 調査概要

（1）調査の目的・内容

我が国の開業率は諸外国と比較して低い水準にあり、新規起業・スタートアップを起点に、経済を活性化させていくことができていません。産業の新陳代謝を活性化させるためには、スタートアップの量産が必要不可欠であり、起業を促すための施策が必要です。

起業が少ない原因として、起業家マインドを育てる環境が未だ十分でないことが考えられ、起業を促すための人材育成・アントレプレナー支援プログラムを拡充し、地方も視野に入れて裾野を拡大していくことが必要です。特にディープテック分野では、大学等¹において、優れた技術シーズを掘り起こす新たな施策が必要です。加えて、我が国の大学は、米国と比較すると、取得特許数に比してスタートアップ設立数が少ない傾向にあり、良い技術シーズがあっても事業化する意識が低いことや、代わりに事業化・事業運営する人材が少ないことがその要因の一つとなっています。

以上のことから、研究開発型スタートアップの活性化に向けては、日本のスタートアップエコシステムの底上げとともに、大学等にあるシーズの掘り起こしの確度を高め、新規産業・雇用の創出に繋げることが重要です。

NEDO は、NEDO のミッションである「エネルギー・地球環境問題の解決」と「産業競争力の強化」の一環として、ディープテック分野での人材を発掘し、起業家を育成すると共に、大学発スタートアップにおいて、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材の確保を支援することにより、大学発スタートアップ²の創出、育成を図り、経済活性化、新規産業・雇用の創出につなげることを目的として「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業（Management Personnel Matching program；以下「MPM」という。）」を実施しています。

MPM は、特に、起業家候補人材の活動状況等を適宜把握することで、起業家に係る人材の育成等に資する知見の蓄積も図ることとします。具体的には、経営人材を発掘し、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップとのマッチング等を実施していただくことで、大学発スタートアップの経営人材獲得ルートの多様化を目指します。

ここでいう「マッチング」とは、経営人材が大学発スタートアップとイベントや個別紹介等で「出会い」、双方が双方を理解し合い具体的な伴走支援等の「関係構築」に進み、スタートアップの成長と一緒に担いスタートアップの設立もしくは経営への参画等の「意思決定」に至るまでの態様を想定しています。

¹ 大学等：日本国内の大学、高等専門学校、公的研究開発機関及びこれらに準ずる機関とします。

² 大学発スタートアップ：大学等の技術シーズを基にした日本国内に登録されているスタートアップ（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）とします。

また、ここでいう「経営人材」とは、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材で、スタートアップの成長にとって不可欠なビジネス経験や知識等を有する人材であり、Chief Executive Officer (CEO) 候補人材等を想定しますが、その役割を担える人材を広義に捉え、経営参画する強い意志がある人材、将来の経営を担うための経験や知識を習得している人材、さらに広義の Chief Operating Officer (COO)、Chief Financial Officer (CFO)、Chief Technology Officer (CTO) 等のいわゆる CXO 人材等を含めます。

MPM では、大学等の技術シーズを保有する者、及びそれらを基にした、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く）の開発に取り組む研究開発型の大学発スタートアップをマッチング対象としています。また、NEDO Entrepreneurs Program（以下、「NEP」という）事業採択者とのマッチングも対象とすることができます。

本事業の実施者は、「別添 1. 仕様書」の業務を行なっていただきます。

なお、具体的な実施内容及び方法は、採択決定後に本仕様書や提案書の内容等を基に NEDO と実施者の間において、協議の上、変更をする場合があります。

（２）実施期間

NEDO が指定する日から 2027 年 3 月 31 日（水）

（３）予算規模

5,000 万円（消費税込）以内

3. 応募要件

本件の応募が可能な実施者は、次の a から c までの全ての要件を満たすことができる企業等が対象となります。

- a. 当該業務又は関連業務についての実績を有し、かつ目的・目標の達成及び業務の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDO が業務を推進する上で必要とする措置を、適切かつ迅速に遂行できる体制を有していること。

4. 対象経費

対象となる費用は、本業務を進めるために必要な労務費、その他経費、間接経費、再委託費です。各費用の詳細は、下記マニュアルを参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2024.html

5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

（１）提出期限

2025 年 5 月 7 日（水）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

（２）提出先：Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mpm_2025_inv

（３）提出方法

- a. 「４．（２）提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑭を入力いただき、⑮に提案書類の一式をアップロードしてください。アップロードするファイルを書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル (PDF、zip 等) にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全提案書類を再提出してください。

提出された提案書類を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①調査名
 - ②代表法人番号（13 桁）
 - ③代表法人名称
 - ④代表法人連絡担当者氏名
 - ⑤代表法人連絡担当者職名
 - ⑥代表法人連絡担当者所属部署
 - ⑦代表法人連絡担当者所属住所
 - ⑧代表法人連絡担当者電話番号
 - ⑨代表法人連絡担当者 E-mail アドレス
 - ⑩調査概要（400 字以内）
 - ⑪提案額（年度別）
 - ⑫再委託先法人名（複数の場合は、列記）
 - ⑬外注先法人数
 - ⑭初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
 - ⑮提案書類（提案書類一式のアップロード）
- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。
- ・仕様書（PDF）
 - ・提案書類
 - ・調査委託契約書（案）（「調査委託契約標準契約書」を指します。）

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

（４）提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。

- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。

6. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。

出席希望の方は、メールタイトルに「【NEDO MPM 調査】公募説明会出席登録」と必ず記入（※同期間に MPM 事業の説明会も実施するため混乱を避けるためにご協力ください。）した上で、メール本文に、①所属機関名、②出席者氏名（接続 PC 管理者等）、③出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を記入し、2025 年 4 月 4 日正午までにスタートアップ支援部 MPM 事務局担当（MPM@nedo.go.jp）まで御連絡ください。担当が受付し次第、③の電子メールアドレス宛に URL をお送りします。順次対応いたしますが、前日正午までにご案内が届いていない場合は、大変お手数ですが担当までご確認ください。なお、人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方への URL の転送はご遠慮ください。

<説明会の日時、会場>

日時：2024 年 4 月 8 日（火）10 時 00 分～11 時 00 分

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

なお、説明会資料を NEDO ウェブサイトに後日、掲載しますのでご確認ください。

7. 委託先の選定

（1）審査

以下の審査基準に基づき審査します。必要に応じてヒアリング審査を実施する場合があります。審査の過程において、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

- 目的・実施内容が仕様書の内容と合致しているか
- 提案する方式・方法に工夫があり優れているか
- 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか
- 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）
- 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものか
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等を受けているか
ーワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にす

すべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

(3) 委託先の公表及び通知

採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

8. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。詳細は、提案書類中の添付資料3「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」を御覧ください。

(3) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。詳細は、提案書類中の添付資料4「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」を御覧ください。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

(4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究

究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2) に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(5) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

- c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(6) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、採択決定後、参考資料 2 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了解願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

(7) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)又は特定類型*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令

第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を

指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります*。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告

する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html> ）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

9. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先まで E-mail でお願ひします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スタートアップ支援部 MPM 事務局（担当 馬場、細田）

E-mail : MPM@nedo.go.jp

10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html